

III-1 領空侵犯

一 國際法上、國家はその領域上の空間において、完全かつ排他的な主権を有することが認められており、他國の航空機の自國領空における飛行や領域への着陸を許可するか否か、また許可する場合の条件は、すべて当該國家の自由意思に由だねられている。領域国に同意なしに領空に入れば、領空侵犯として、國際法上の不法行為を構成することになる。

二 右のような國際法上の法制を前提とし、自衛隊法第八四条は、長官は、外國の航空機が領空侵犯したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又は退去させるため必要な措置を講じさせることができることを規定している。

三 この場合の「必要な措置」については、一般的にいえば、自衛隊機が緊急発進をし、領空侵犯機を確認し、着陸又は退去をさせるための警告をし、あるいは着陸をさせるための誘導をする等の措置を講ずることが、含まれているものと解される。

四 次に、「必要な措置」として、領空侵犯機に対して武器を使用することができるかについては、外國の航空機が単に領空侵犯をしたということだけで、直ちに武器を使用することができるのはいえないが、自衛隊機が警告、誘導等の措置を講じてもこれに従わず、自衛隊機に発砲する等実力をもって抵抗してくるような場合、すなわち、個人でいえば、正当防衛なし緊急避難に当たる場合には、第八四条の「必要な措置」の一環として武器を使用することができると解される。この点については、政府として、從来から度々答弁しているところである。

(国会答弁例)

参・予算委 昭五三・一〇・九
真田内閣法制局長官 答弁

○政府委員（真田秀夫君）……いまの領空侵犯の場合は八十四条に対処する規定がございますが、これは前々から申しておりますように、一種の警察活動の場合のことだらうと思うのです。その場合に退去せあるいは着陸させるために必要な措置をとることができるという趣旨のことが書いてござります。それで、退去をさせ、あるいは着陸させるための措置をとっているときに、敵が一敵といいますか、侵入機が自衛隊の要撃機に対して発砲してきたと。その場合に、全然それに対してもこちらが応戦できない一応戦と言つたら言葉が行き過ぎかもしれません、対抗手段がとれないということでは、これでは自衛隊の八十四条が予定している任務すら実は行使できないわけなんですから、そういうあたりの場合に、つまり正当防衛に該当するような場合に、侵入機に対してこちらも発砲するということをも八十四条が禁止しているというふうにはとる必要はないのだろうというふうに考えられる……

○上田耕一郎君 武器使用についてはほかは全部書いてあるじゃないですか、法律で。領空侵犯には書いてないじゃないですか。

○政府委員（真田秀夫君）ほかの場合になるほど書いてあることは確かでございますが、八十四条の場合は通例は余り起ららないんですね。通例は、これは平時の場合の領空侵犯ですから、日本の領空を侵犯して自衛隊機に見つかれば、むしろ逃げて行ってしまうというのが通例の領空侵犯なんですよ。それがまかり間違つて敵が発砲してきたという場合に、黙つていなきやいかぬかといえば、それはいかに何でも、いかに自衛官であつても、そういう大死にをしなさいというような法律であろうとは思えないわけなんで、そういう

危惧の場合に侵入機に対し発砲することすら八十四条は禁止しているというふうには解釈する必要はないというふうに考えます。

〔参・予算委 昭五三・一〇・一一
真田内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（真田秀夫君）……自衛隊法の八十四条には「（領空侵犯に対する措置）」という規定が置いてございます。この中で、航空自衛隊は、わが国の領空に対する侵犯機があつた場合に、いわゆるスクランブルをかけて、そしてその当該侵犯機を着陸させ、または領海外に退去させるために必要な措置をとることができると、長官がさせることができると書いてあるわけでございまして、この規定によつて、その業務に従事中に相手方の侵犯機が不法にも発砲してきたと、その発砲を受けて自衛隊機は何もしないで飛行機と一緒に落つこつて大死にをしなさいということを八十四条が命じているとはとても考えられないわけなんでございまして、この八十四条に規定しておる任務、その任務の一環として、そういう場合に、少なくとも正当防衛に該当する場合には、過剰防衛に至らない限度でこれに対し反撃をするということは当然八十四条の許容するところであると、こういうふうに解釈しているわけでござります。

〔衆・予算委 昭五四・三・六
真田内閣法制局長官・佐々防衛厅参事官 答弁〕

○佐々政府委員……自衛隊法八十四条によりますと、長官は、外国の航空機が国際法規または航空法等の国内法規に違反をしてわが国の領域の上空に侵入してきた場合には、これに対してわが国の領海外に退去させるかあるいは着陸させるため、自衛隊の部隊に対し必要な措置を講じさせることができるとのこと

なっております。したがいまして、自衛隊法八十四条が根拠でございますが、この八十四条に基づいて緊急発進をいたしました要撃機は、ただいま御指摘のような確認、警告あるいは誘導、さらにつれに必要な強制的な措置、すなわち最寄りの指定をした空港に着陸をさせるか、あるいは領空外に退去させるかのため必要な措置を講ずるわけでございますが、これに對して指示に従わず実力をもつて抵抗をしてくるというような場合には、この領空侵犯措置の実施のための一環として、必要な措置として武器の使用が認められる、かよううに解釈をいたしております。

○真田政府委員 ・・・ 領空侵犯に対する措置の具体的な根拠規定は自衛隊法の八十四条でございます。

そこで、八十四条で、・・・まず確認をし、あるいは警告を発し、誘導して、本来ならばそこで目的を達するわけなのですが、その侵犯機が何と言つても退去しない、それは非常に困るわけなので、警告を発し、あるいは警戒的な発射をすることもあるでしょう。それに対して、侵犯機がスクランブルをかけた自衛隊機に対してもし発砲するあるいは発砲しかけるというような場合には、これは自分の身を守らなければなりませんし、飛行機と一緒に落っこちてしまったのでは大死になるわけですから、そうすれば自衛隊法の八十四条が命じている必要な措置、つまり着陸させたり退去させるというような、そういう職務を行うことすらもちろんできなくなるのですから、そういう場合にはもちろん反撃をして発砲してもよろしいというふうに考えるわけでございます。

〔衆・予算委 照五五・二・九
角田内閣法制局長官 答弁〕

○角田政府委員 ・・・ 御指摘のように、八十四条というものはもともと部隊活動の規定として規定されている、これはそのとおりだ。その次に、八十四条に直接武器を使用するという根拠条文といいますか、そう

いう部分がないこともこれも御指摘のとおりだと思います。・・・そこで、・・・八十四条というものは、領空侵犯に対処する措置として部隊行動として防衛庁長官が命令をすることができるという規定になつてゐるわけです。そこで、その必要な措置の一環として、万一相手方から攻撃をされて、そしてその攻撃に対しても何にもできないということであれば撃ち落とされてそれでおしまいということになるわけですから、そこで必要な措置というものを命ぜられた業務を遂行するための一環として何かができるかということを考えたわけです。そこでそのときに、普通の治安出動とか何かの場合も武器の使用はできますけれども、そこまではいかないで、恐らく個人の場合ならば正当防衛なり緊急避難という、先ほど佐々政府委員は危害許容要件と申し上げましたけれども、そういうものに該当するより狭い範囲内においては武器の使用を禁止してはいなかろう、こういうことを・・・申し上げたわけです。

ですから、そういう意味において、確かに積極的な明文の規定はございません。しかし、その明文の規定のあるものはもつと広く武器の使用ができるわけです。しかしこの場合は、必要な措置の一環としてぎりぎり、もう撃ち落とされても何もできないというようなことは余りにも不合理ではないかというので、非常に狭い範囲内で、言いかえれば、個人で言えば正当防衛なり緊急避難に当たるという場合にのみ許されるであろう。同時に、それは従来内訓で、私は内訓の中身は知りませんけれども、ここで説明を聞いている限りでは、そういう場合に武器が使用することができるとして書いてあるわけです。その意味も、いま申し上げている部隊活動としてとらえた場合におけるものと私は変わらないと思います。そういうことを申し上げておるわけです。

〔参・内閣委昭五五・四・一一
味村内閣法制局第一部長・佐々防衛庁参事官答弁〕

○政府委員（佐々淳行君） ただいまの御指摘にございましたような事態につきましては、國際慣例は必ずしも統一されておりません。その国の力関係あるいは政策によりまして、たとえば伝えられております昔のアメリカのU-2型機のソ連上空偵察行動に対するソ連の措置は撃墜ということだったわけでござりますし、また、大韓航空の領空侵犯に際してソ連がとった措置も、これもやはり警告を繰り返した上領空侵犯機を目標として射撃をし、そのために不時着をしたと、このような事態があつたようでございます。

どこの国もそれではそういう措置をとつておるかと申しますと、必ずしもそうではなくて、中国の場合なんかは外交的措置で、朝鮮戦争あるいはその当時領空侵犯、領海侵犯をしたアメリカ軍用機または艦艇に対して外交上の抗議を繰り返しておつたというような事情もあるようでございまして、必ずしも國際法上、直ちに武器の使用をしてこれを撃墜するということで固まっておるわけではないようでございます。

防衛庁の措置といたしましては、領空侵犯機に対し警告を繰り返して退去をさせ、もしくは着陸をさせた努力を続けるという段階でございまして、相手方が武器を使用せずに指示に従わないという場合は微妙な問題でございます。政策判断も入るうかと存じますけれども、この点なお十分研究してまいりたいと考えております。

○政府委員（味村治君） ・・・仮に、領空侵犯機がこちらの方の自衛隊機に対しまして実力をもつて抵抗してくるというようなことがございました場合には、これはこの自衛隊法の八十四条の「必要な措置」の一環として武器を使用することができるというふうに従来から御答弁を申し上げておるわけでございますが、そのようなことはないと、単に警告に従わないというだけでは、やはり相変わらず警告を続けるとか、そういう場合にいかにして効果的な措置を講ずるかということは、これは防衛庁の方で御検討になつておるというふうに聞いております。



衆・安保委 平一一・三・三
野呂田防衛庁長官 答弁

○野呂田国務大臣 対領空侵犯措置の任務を実施している要撃機の武器の使用は正当防衛または緊急避難の要件に該当する場合のみ許されるというのが政府の考え方であります。例えば、領空侵犯機が実力をもつて抵抗するような場合や、あるいは領空侵犯機により国民の生命及び財産に対して大きな侵害が加えられる危険が間近に緊迫しており、これを排除するためには武器の使用を行うほかはない緊急状態もこれに該当すると考えております。必ずしも領空侵犯機が発砲するまで武器を使用できないわけではない、こういうふうに考えます。